

(様式第2号)

会 議 録

令和3年1月22日作成

会 議 の 名 称	第6回JR島本駅西地区まちづくり委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和2年12月22日(火) 午後1時00分～午後3時50分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	10名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	榊原委員長、五江渕委員、永山委員、 難波委員、吉田委員 【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、橋本 課長、藤本主幹、森鎌参事、滝沢係 長、川井係長 【オブザーバー】 島本町JR島本駅西土地地区画整理組合 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 谷田課長補佐		
会 議 の 議 題	1. まちづくり委員会における協議事項について 2. その他		
配 付 資 料	会議次第、会議資料他		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第6回

JR 島本駅西地区まちづくり委員会会議録

日 時 令和2年12月22日(火)

午後1時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

開会 午後1時00分

事務局 定刻となりましたので、ただ今から JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱に基づき、第 6 回 JR 島本駅西地区まちづくり委員会を開催させていただきます。本日の司会を担当します都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。案件に入ります前に欠席者でございますが、委員におかれましては所用により本日は欠席のご連絡をいただいておりますので、この場でご報告いたします。また、オンライン出席者でございますが、委員におかれましては本日はオンラインによりご出席いただいておりますので、この場でご報告いたします。続きまして、本日の資料を確認させていただきます。資料につきましては事前にお渡しさせていただいております資料と、本日配布させていただく資料として「JR 島本駅西地区『まちづくりガイドライン』策定に向けた提言（案）」と「函渠を利用したビオトープ施設の検討」でございますが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。本日の委員会につきましては、各委員のみなさまの音声をより聞き取りやすくするためにマイクを設置させていただいております。ご質問やご意見等をされる際は挙手の上、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯を確認後ご発言いただき、終了後は再度ボタンを押していただき、ランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の委員会におきましても、新型コロナウイルス対策として換気の時間を設けさせていただくため、45 分ごとに 5 分間の休憩時間を設定させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の委員会は約 2 時間を予定しております。会議の円滑な進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。また、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております「JR 島本駅西地区画整理組合」のみなさまにおかれましては、所要により 3 時で退席される予定でございますので、この場でご報告させていただきます。それでは、この後の議事進行につきましては、JR 島本駅西地区まちづくり委員会設置要綱第 5 条第 1 項により委員長が議長となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは案件に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。まず、「会議の公開」ということですが、本日、傍聴の申し出はございますか。

事務局 はい。ございます。

委員長 それでは、傍聴を許可するということでよろしゅうございますか。異議がないようでございますので、傍聴を許可します。ご案内してください。それでは、始めますが、今、部屋にお入りになられた方以外にも外でお聞きの方がおられるようでございますので、マイクでもって外にも伝えるということでよろしゅうございますか。それでは、そういうことにいたします。会場の方も、ロビーの方も同様ですけれども、JR 島本駅西地区まちづくり委員会傍聴要領に記載の内容を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは本日の議題に入らせていただきたいと思いますけれども、前回の会議の景観アセスメントに関する私からの説明の中で、景観

アセスメントは本来ならば事業者が積極的にやるべきであるということを申し上げました。要するに50ヘクタール未満であればそれが不要でないというふうに大阪府で決められてはいるのですが、そういうことにかかわらず積極的にむしろやるべきではないかというようなご意見を申し上げまして、それについての見解を伺いたいというふうに申し上げました。実はもう少し広くご質問したいことがあるのですけれども、とりあえず前回についてはそういうことで申し上げましたので、それに対するご見解をまず、土地区画整理組合の方からお伺いしたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。組合の方からどうかよろしくお願いたします。

オブザーバー 委員長、組合の方から、一応オブザーバーとして組合の見解を述べさせていただきます。この土地区画整理事業につきましては、島本町が作成した都市計画に基づきまして、まちづくりの実現に向けて農家が中心となって組合という組織を作り、島本町の指導監督の下、長年検討してまいりました。また、この事業につきましては、地権者のみなさまに土地の一部を提供していただき、事業費や公共用地を捻出する仕組みとなっております。今のところ、地権者も60名近くおられます。それぞれの事情が違う中、何度も話し合いを重ねた結果、より良いまちづくりを目指すため、地権者自らが負担をする形でこの事業へ取り組むことになりました。また、このまちづくり委員会につきましても、島本町からのご依頼に応じ、より良いまちづくりの実現のために参加させていただいております。まちづくり委員会でのさまざまなご意見を参考にさせていただき、地権者のみなさまにご理解をいただきながら、このJR島本駅西地区の新たなまちづくりが成功するように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。私としてはもう少し詳しいところまでのご見解を本来は伺いたかったのですが、どういたしますか。再度、より詳しい質問を差し上げますので、それについてお答えいただきたいというふうに私は思うのですが、委員のみなさま、いかがでしょうか。内容についても用意しておりますが、今詳しく述べた方が良いのか、その必要がないのか。全般的に今申し上げますと、1つは、今の中でもおっしゃいましたけれども、土地区画整理組合の基本的立場です。これは例えば社会的責任あるいは地域貢献についてどうお考えか。あるいは良好な都市環境の形成についてはどういうふうにお考えか。あるいは景観についてですけれども、まず景観法というのがございます。景観法では、住民、事業者、地方公共団体、国、それぞれが良好な景観形成に関わる責務がある、そういう責務について規定しております。土地区画整理組合というのは、地権者、住民です。それから事業者の双方を代表する立場にあって、それぞれの立場でこの責務に積極的に応じていただきたいということがあられるわけです。それについてどうお考えになるのか。あるいは景観法には景観協定という協定を作ることができるということで、これによって景観、景観のみならずその他もそうなのですけれども、いろんな取り決めをしてまちづくりをきっちりやっつけようということができるとは思いますが、そのためには恐らく区画整理組合が積極的に関わる必要があるだろうというふうに思います。それに関してどう思うかということをお伺いしたい。それからもう1つ、景観に関しては大阪府景観計画というのがございますので、この大阪府景観計画のそれぞれの個々に対してどういうふうな措置を、具体策を講じるおつもりがあるのか、それについてもお伺いしたいというふうに思っております。それから、緑につ

いては都市緑地法というのがございますけれども、この都市緑地法に基づいて例えば緑化協定を作るとかというようなことがございますので、そういうことについてどういうふうにお考えか。あるいは生物多様性ということについては、生物多様性基本法というのがまずございます。それから、島本町では生物多様性保全創出ガイドラインというのを設けております。この中で、例えばヒメボタルの問題、これは大阪府のレッドリストの準絶滅危惧種として町のガイドラインに挙げられております。ですから、それらについて区画整理組合としてどういうふうな取り組みをなさるおつもりであるか。特に第2回のまちづくり委員会においては、業務代行者のフジタが、生物多様性の保全のための自主基準に基づいての調査を行っているということでしたので、その結果と、その結果に基づいて土地区画整理事業組合がどのように配慮し、取り組みを行うか、それをお伺いしたい。それから、文化財の保存・活用ということでございますけれども、大阪府には文化財保存活用大綱というのがございます。この中に島本町に関する記述とございますか、離宮に関する記述でございますが、鎌倉・室町・戦国時代、その項というのがあるのですが、「後鳥羽上皇の離宮である水無瀬殿を整備し、頻繁に行幸」ということで、大阪府の景観保存活用大綱でもわざわざ記述されている、そういう土地でございます。従って、この事業地区、それから周辺の埋蔵文化財もございますけれども、例えば西浦門前遺跡については歴史文化資料館敷地内に移築・復元しているというようなこともございますので、今回、尾山遺跡の発掘調査が行われて、これは水無瀬離宮、あるいは後鳥羽上皇に近い皇族・貴族が関係すると思われる池が発見されたということでございますので、この発見された池その他について組合としてどのような保全活用措置をとられるのか、お聞かせいただきたい。それから、いわゆる洲浜と呼ばれている部分ですけれども、これについても文化財の保全、あるいは生物多様性の保全、あるいはより大きいのは私は景観保全というふうに思います。目に見える形で古くから伝えられた、われわれは微地形というような言い方をしますけれども、そういう地形というのは景観上非常に重要なものでございます。そういうものは現状のままにして保全すべきではないというふうに思うのですが、こういうことに関してどういうふうにお考えであるか、これをお伺いしたいと。それから、農住エリアについてでございますけれども、これも第2回委員会において計画をお出しいただきたいと、あるいは具体的な検討をするので、それについては尊重していただきたいというようなことを申し上げました。私の記憶では組合からは肯定的なご意見をいただいたというふうに感じております。しかし、あいまいさの残るご答弁だったことは確かでございますので、結局そのままに来てしまいまして、今に至るまで資料提出等がなく今日まで来ております。ですから、あらためてわれわれの懸念している事柄に関する計画図面を提出していただいて、われわれの提案等についてご尊重いただきたいというふうに思いますので、それについてどう考えるか、そのご確認をいただきたい。以上でございます。これははっきりと申し上げますが、実は9月22日の時点で書いてお出ししようと思ったのですが、いろんな配慮の下でしばらく置いておこうということになりましたので、そこから10、11、12ですか、3カ月たってしまいましたけれども、今になってしまいました。あらためてお伺いしたいと思いますので、今のお話とともに次回までに文書でご回答いただきたいというふうに思います。簡単に言えばイエス・ノーに近いようなお答

えになるかもしれません。質問の方がここまで詳しく書いてあります。そういうことでも結構でございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと。ということで、委員の方々、よろしゅうございますか。もし他にご意見があればお伺ひしますが、ご意見はございませんか。なければ組合に対するご見解を伺うという件に関しては、今日はここまでにしておきたいというふうに思います。それでは、本日の議題に入らせていただきますので、まず、事務局から、本日の議題に関連してご説明をお願いいたします。

事務局

事務局の方から本日の資料についてのご説明をさせていただきます。お手元に配布させていただいているスライド資料に沿って、併せて本日、配布させていただいています「提言（案）」、こちらと併せてご説明させていただきたいというふうに考えております。順番はスライド資料に沿って説明させていただきます。スライドの2ページ目のオープンスペース、こちらの説明から始めさせていただきます。こちらの資料に記載のとおりですが、前回の会議でもご説明させていただきましたとおり、対象施設、こちらを今、オープンスペースと示させていただいております。この対象施設がいわゆる公園、緑地等、オープンスペースであることをこの資料でお示しさせていただきます。 「提言（案）」の方の資料で、9ページをお開きいただけますでしょうか。この「提言（案）」の9ページでは、オープンスペースに関しての事務局案に加え、委員のみなさまからいただきましたご意見を書かせていただいております。まず、オープンスペースの「基本的な方針」といたしまして、主だったところで申し上げさせていただきますと、まず、「景観」の枠組みでは、山並みとの対比・調和に配慮した、適切な樹種・植生による緑化、シンボルツリーの植栽による島本の風土を感じる演出などがございます。「歴史・文化」の枠組みでは、まちづくりの独自の付加価値として文化財等の保全と活用など、また、「生活環境、共生社会」の枠組みでは、事業者との連携やアドプト制度等を活用した、地域に愛されるきれいな公園の環境づくりなど、「自然保護・保全、環境保全」の枠組みでは、在来種に配慮した植樹の検討や、生物多様性に配慮した環境保全・環境保護など、「安全・安心、レジリエンス」の枠組みでは、ユニバーサルデザインの観点による施設整備や、施設管理者として将来にわたってメンテナンスを行いやすいような設備の設置など、「協働、エリアマネジメント」の枠組みでは、くつろぎを感じ、健康づくりが行える公園づくりや、イベント等の実施による地域愛の醸成などが挙げられております。なお、10ページの一番下でございます「具体的な提言」につきましては、委員のみなさまからいただきました具体的な内容を、各エリアや施設に分類して書かせていただいております。こうした「基本的な方針」や「具体的な提言」を踏まえ、スライド資料の方に戻らせていただきますが、こちらの3ページ以降でございます公園等のオープンスペースについて、ご説明させていただきます。まず、3ページでございます公園についてでございます。公園は事業区域内に2カ所あり、第三小学校北の町道広瀬桜井幹線とJR軌道敷との間に予定されている公園が1号公園、第三小学校南側のJR軌道敷側に予定されている公園が2号公園になっております。最初に公園の諸元についてでございますが、地区計画に定めております1号公園の面積が約3,500平方メートル、2号公園の面積は約900平方メートルでございます。次に、公園の主なコンセプトについて、他市の事例やこれまでの委員のみなさまからのご意見等を踏まえ、挙げさ

せていただいております。1つ目は、「シンボルツリーの植栽による島本の風土を感じる演出」としております。2つ目は、今回発見されました池泉跡の活用により、「まちづくりの独自の付加価値として、文化財等の保全と活用」としてしております。3つ目は、「イベント等の実施による地域愛の醸成」として、エリアマネジメントの観点から入れさせていただいております。

最後に4つ目は、施設管理者である町の観点から、「施設管理者として将来にわたってメンテナンスを行いやすいような施設の整備」を入れさせていただいております。次のページに移りまして、1号公園の配置（案）についてご説明させていただきます。説明資料のポンチ絵でお示しておりますが、ピンク色の着色部においては、「歴史・子育て・コミュニティーゾーン」として、文化財の活用や憩いの空間の創出を図るエリアとしております。次に緑色着色部においては、「植樹ゾーンA」として、高木や低木を使い分け、高低差を生かした植栽の配置を検討するゾーンとしております。最後に黄色い着色部においては、「植樹ゾーンB」として、植樹ゾーンAと同様の検討をすることに加え、地域の特徴を踏まえたシンボルツリーの植樹を検討してまいりたいというふうに考えております。なお、現在、2号公園については具体的な配置等をお示しておりませんが、本委員会ではどのような機能を持たせることが好ましいかなど、ご意見をいただきたいというふうに考えております。次に、オープンスペースの施設として挙げられるのが「緑地」でございます。緑地については、区域内に複数箇所ありますが、全体のコンセプトとして、1つ目は、「生物多様性に配慮した整備」としてあり、極力、現在の地形等を生かした空間とし、夜間照明の影響を軽減する手法の検討などを行ってまいりたいと考えております。2つ目は、「緑化の推進による緑豊かな空間づくり」としてあり、緑地という施設本来の役割をお示いたしております。こちらの緑地につきましても、「提言（案）」にございます「基本的な方針」と「具体的な方針」を踏まえて、コンセプトを挙げさせていただいております。次に、2番の「パブリックスペースの検討について」でございます。スライド資料の6ページですが、こちらでは、今回の対象施設はパブリックスペースであることと、具体的な施設として道路、緑道等であることをお示しております。続きまして、パブリックスペースについてのご説明ですが、また、「提言（案）」の方の13ページをお開きいただけますでしょうか。ここでは、パブリックスペースに関しての事務局案に加え、委員のみなさまからいただきましたご意見を書かせていただいております。都市基盤施設、パブリックスペースの「基本的な方針」といたしまして主だったところで申し上げますと、「景観」の枠組みでは、周辺の風景と調和した落ち着きや風格のある質感を感じる形態や、山並みとの対比・調和に配慮した適切な樹種・植生による緑化など、あと、「歴史・文化」の枠組みでは、歴史、文化的遺跡についてはその歴史的・文化的価値を毀損しない方法で保存するなど、「生活環境、共生社会」の枠組みでは、ポイ捨てをしにくい環境づくりや、幅広い世代を対象とした住民の憩いの場となる公共空間など、「自然保護・保全、環境保全」の枠組みでは、緑化の推進による緑豊かな空間づくりや、在来種に配慮した植樹の検討など、「安全・安心、レジリエンス」の枠組みでは、ユニバーサルデザインの観点による施設整備や、将来にわたってメンテナンスを行いやすいような設備の設置など、「協働、エリアマネジメント」の枠組みでは、多世代にわたり地域に愛され育まれる広場の整備や、地域の活気

を生み出すまちづくりなどを挙げております。なお、14 ページの中ほどにあります「具体的な提言」につきましては、こちらと同じく委員のみなさまからいただきました内容を施設に分類して、このように記載の方をさせていただいております。こうした基本的な方針や具体的な提言を踏まえまして、またちょっとスライドの方に戻っていただきたいのですが、スライド資料の7 ページ以降でございます、駅前道路などパブリックスペースについてご説明させていただきます。このパブリックスペースのうち道路について、ここでは駅前道路を挙げさせていただいております。最初に、駅前道路の諸元についてでございます。延長が約 100 メートル、幅員が 14 メートルのうち、両側に 3.5 メートルの歩道を設置する予定でございます。次に、駅前道路の主なコンセプトでございますが、合計 4 項目挙げており、1 つ目が、「周辺の風景と調和した落ち着いた着きや風格のある質感を感じる形態」、2 つ目が、「違法駐車・駐輪対策の検討」、「ポイ捨てをしにくい環境づくり」、「バリアフリーに配慮した施設整備」としております。次に、駅前道路の植栽についてでございます。駅前の植栽については事務局として 2 案検討しており、案①としてクスノキを挙げております。クスノキは常緑樹で、JR 島本駅東側の楠公道路の街路樹として植樹しているものでございます。なお、クスノキは当初植樹の際は 4 メートル程度でございますが、将来的に大木となるため適切な剪定等が必要となっておりまして。案②としてサクラを挙げております。サクラは季節の彩りを表す代表的な樹木であり、町内の他地域でも植樹しておりますが、初夏と秋口に毛虫がつくのでその対応が必要となります。こうした案も踏まえていただき、駅前道路の植栽についてもご意見をいただきたいというふうにご検討しております。次に、駅前広場でございます。まず、駅前広場の諸元でございますが、面積は約 1,550 平方メートルの予定でございます。次に、駅前広場には一般の方やタクシーの乗降スペース、障害者など標章をお持ちの方が停車できる駐車スペース、その他花壇やベンチなどを設置する予定としております。駅前広場の主なコンセプトといたしましては 4 点挙げさせていただいております。「違法駐車・駐輪対策の検討」、「ポイ捨てをしにくい環境づくり」、「バリアフリーに配慮した施設整備」、「多世代にわたり地域に愛され育まれる広場の整備」としております。駅前広場につきましても、コンセプトや施設整備など、ご意見をいただければと考えております。次に、緑道でございます。緑道は JR 軌道敷に沿って整備予定であり、その諸元として延長が約 380 メートル、幅員が 6 メートルで、有効幅員が 3 メートルと検討しております。緑道の主なコンセプトといたしまして 3 点挙げしており、「地域に愛されるきれいな緑道の環境づくり」、「緑化の推進による緑豊かな環境づくり」、「在来種に配慮した植樹の検討」としております。これらを踏まえ、緑道の植樹として検討しておりますのがサクラであり、その中でも島本町の在来種でもあるヤマザクラが良いのではないかと考えております。ヤマザクラの植え付け当初は約 4 メートル程度であり、実際に植樹する際には植栽間隔に町の花のヤマブキなどの低木を植栽してはどうかというふうにご検討しております。以上、オープンスペースとパブリックスペースについてご説明させていただきました。ご説明した内容だけでなく、その他ご意見等もいただきたいというふうにご検討しております。よろしくお願いたします。

委員長 以上ですね。

事務局 もう1項目だけ最後に説明させていただきます。続きまして3番目の「実現に向けた方策の検討について」をご説明させていただきます。スライド12ページに「実現に向けて」と資料に書かせていただいております。こちらは本日のお配りさせてもらっている「提言（案）」の16ページが該当箇所となっております。こちらにつきましては、本日、いったん委員のみなさまの意見ではなく、事務局案ということで「提言（案）」の方にお示しさせていただいております。

こちらの「提言（案）」の16ページをご覧いただきたいのですが、「Ⅲ. 実現に向けて」の「1. 実現のための手法と体制づくり」という項目があると思いますが、こちらにつきましては、まち育てを実施する組織結成の可能性や、行政を含む枠組みが必要であるとし、本町の地域特性を踏まえたシステムの構築が必要であるというふうにしております。次に2番の「実現へのプロセスと手続き」という項目でございますが、1で明記しておりますシステムの構築に際し、行政内部における体制の検討や、まちづくりを実施する体制を検討する際の手続きを示したものでございます。現段階では具体的な枠組み等はお示しできておりませんが、委員のみなさまのご意見を踏まえ、町として「ガイドライン」を作成する際の参考とさせていただきたいと考えておりますので、本日もしくは次回までにご意見をいただきたいというふうと考えております。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。今、いろいろとご説明を願いましたが、とにかく大きく分けて今日ご提示願っているのは、「提言」というこちらの分厚い方と、今のあらかじめお配りいただいたこちら側の資料、その2つの資料があるわけでございますが、どういうふうにいたしますか。まず最初に、「『まちづくりガイドライン』策定に向けた提言」という、こちらの方をご覧いただきまして、ここまで来るととにかく全体の構成をどういうふうにするか、きっちりと体系づけた構成にしていかないと、報告書というか、そういった体裁をなさないことになりますので、その辺りのところからご意見をお伺いしたいと思います。まず目次をご覧くださいますと、1番目に「まちづくりのコンセプト」とあって、1、2、3、4、それから2番目に「対象施設別の提言」とあって、1、2、3、それから3番目の「実現に向けて」ということで、これは1、2、3はないわけでございますが、全体的に見てこれでよろしいかどうか。それからもちろん中を見ていただいて、それぞれが良いかどうかということもございしますが、いかがでしょうか。ご意見はございますでしょうか。「まちづくりのコンセプト」というのは、それでいいかな。まとめればこういうことになりますかね。ざっと見てまず私が気になったのは、「基本的な方針」というのが、例えば5ページに「対象施設別の提言」というのがあって、1で「民間建築物（プライベートスペース）」というのがある、「基本的な方針」というのがある。この「基本的な方針」というのが、その前の、これは3ページにあります、「まちづくりの基本方針」というのと一体何がどう違うのだと、非常に気になるわけです。スタイルとしては基本方針を受けてそれをより具体的なとか、それぞれに即した形で、どう言ったらいいのですか、リダクションといいますか、そういうことをしたものがこれのほうです。だから、一つ考えられるのは、基本的な方針があって、その次にあるのが単なる方針かもしれないし、あるいは具体的な方針ということになるかもしれない。どちらにしても「基本的」、「基本的」というふうにつなげるのは非常にまずいだろう

うということだと思いますが、その辺はいかが思われますか。それから、その次に「具体的な提言」というふうになっておりますが、提言というのは実は具体的に決まっていると言えば決まっているので、この「具体的」をなくして単に「提言」としてもいい。だから、「方針」、「提言」というふうにするのがいいかもしれないし、「具体的な方針」、「提言」、あるいは「具体的な方針」、「具体的な提言」というふうに両方並べるとか。いずれにせよ、「基本的」はやめましょうというふうに思いますが、その辺はいかがですか。それから、もうさらに進んでしまいますけれども、今の「具体的な提言」なり、「提言」のところで、例えば6ページを見ていただきますと、1は「住宅エリア①における高層住宅」、2は「住宅エリア②・③について」、3は「農住エリアについて」、4は「駅前エリアについて」ということで、これは基本的には地区計画に定められているエリア別に述べていくのが良いだろうということで、そういう形の構成が基本となっています。まとめるところは、例えば住宅エリア②・③というのは、わざわざ分けて述べることもないだろうというようなことでまとめておりますが、基本的にはエリア別にここは述べていきたいと思います、そういう形です。それから、2番目の「オープンスペース」。オープンスペースのところの「具体的な提言」ですけれども、ここも1番目は駅前エリアということで、前のところのプライベートスペースに準じた形にしておりますが、2番目に1号公園、3番目に緑道、4番目に緑地、2号公園というふうにしております。あるいは5番目に農住エリアというふうにしておりますが、ここは必ずしもエリア別というのじゃなくて、各エリアに設けられる施設をそれぞれに取り出してきて、それぞれについて述べる、そちらの方がより妥当じゃないかという、そういう判断の下です。住宅エリアの②・③なんかでいいますと、住宅エリアそのものについてはここには書いておりませんが、そちらはむしろ1の方と一緒に述べてしまっているというところがございます。それはそれでいいと言えいいだろう。よくあるこの図にもありますけれども、この辺があいまいなわけです。ぴったりと区分できないところが当然ありますので、あるところはこちら側に行っちゃうし、あるところはこちら側に行くというようなことはあり得ますので、これはこれでいいのではないかということですが、これももちろんご意見をいただきたいところです。それから、3番目の「都市基盤施設」でございますけれども、これも具体的なところではここで1、2にまとめてしまっていますが、これはエリア別というのではなくて、例えば交通施設は交通施設として取り上げてというような形になった方が、むしろ妥当だろうという判断があります。ただ、ここまで全部交通施設で一括していってしまうのが良いかどうかという、そういう判断はあると思います。交通施設というのも、施設というところに着目したものが当然あるわけですが、交通そのもの、交通施設の中で行われる交通という活動そのものに着目した、そういう分け方もあるだろう。私はむしろその方がいいのじゃないかと思います。例えば交通施設の中で「住区内では交通静音化（Traffic Calming）対策を面的に推し進める」ということがあります。これは交通施設そのものの話ではないわけです。交通に関する話で、交通をどうしましょうか、交通安全をどうしましょうかという、そういう話ですので、これはむしろ分けた方がいいのかなというふうに思います。それから、その次の「実現に向けて」ということですが、これも事務局案というふうに書いております。委員会案としてこういうものにした方がよい、す

べきであるというのがあれば、当然おっしゃっていただきたいのですけれども、この中にありますけれども、「まちづくりガイドライン」の方でむしろより具体的に述べていただいたら良い。少なくとも課題だけは述べておきたいと思います。こういうことについてはやってくださいということについては述べておきたいと思いますが、これもご意見があったらお伺いしたいというところがございます。それから、参考資料としまして、これまでの答申案とか委員会に関して、それから、景観アセスメントをやりましたので、委員会の評価結果というのを大体載せておりますが、ただ、これは例えば委員がこの前ご欠席でしたので、ご意見をお伺いしておらないところがございますが、これも今日いきなり述べていただくというのは恐らく無理だと思います。議事録も読んでいただいておりますし、ですから、これは次回までで別に構わないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局 すみません。議長、開始から45分が過ぎておりますので、いったん5分間休憩ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 そうですか。そうしましたら、そういうことですので、5分間の休憩をお願いいたします。

(5分間の休憩)

委員長 刻限になりましたが、ついでにもう1遍。24ページのところに委員からのその他意見ということがございます。これは本文の中に取り入れることもできなかった意見で、各委員からこれは言っておきたいというようなことがありましたら、ここに載せさせていただくというふうにしております。この次は資料編ですが、この30ページの大阪府景観計画の抜粋ですが、本文でも引用している部分がこれには多分出ていないです。私が見たのは概要版ですが、概要版の方であってこちら側にはないのがあるはずですよ。ですから、どちらかという概要版をメインにして、そこに載せられていないのをこれをもって増やすというような形の方がいいと思います。以上が、私の意見なり、考え方ですが、とにかく全般に構成ということに特に着目した上でのご意見をまずお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 すいません。前は欠席して申し訳ありませんでした。この提言を見させていただいて、一つより分かりやすく表現する方法として、これは具体的なことを書いてあるところもちろんありますけれども、私はいろんなところで例えば総合設計とかそういったものの中で、どういうふうにかような面的な開発を評価するかというところで、よく事例としてあるのは、CASBEE（キャスビー）評価というのが今、建物単体ではなくてこういういわゆる区画整理事業とかそういったところで、何をどこまで評価するかということで、分かりやすくチェックリストで示すというようなものがあります。私はそれである程度この事業が何を目標しているのかということが分かるのではないかとというのが1つと、それに加えて特出しして、そういったところに加えてさらに配慮しているのはどこなのかといったところをうまく書いていく方が、よりここで提言の中で伝えたい内容が明確になるのではないかなというのが思ったところです。そうすると、例えば項目であったりとか、何をどこまでというのが、誰が見ても分かりやすい形で表現できる可能性があるということで、これはまたご検討いただけたらというふうに思っています。それから、先ほど委員長の方からありましたように、交通施設とか駅前のところもそうなのですから、私が例え

ば気になっているのは、やっぱり建築のいわゆる敷地に関わるのところと、それから民間建築物のプライベートスペースと、それからオープンスペースが、どういうふううまく接続されるのか。例えば今回、パブリックスペースのところ、オープンスペースのところ、駅前道路、幅員等が入っているのですが、必ずしも十分な幅員があるわけではないです。その中で、建築物の方が出すいわゆる建物の前のスペースと、こういったところが一体的に整備されると、比較的面的に広く活用できる。それから、駅前なのであまりこういったところに駐車場の出入り口を造らないようにしないと、先ほどキーワードとしては交通静音化とかが出ているのですが、これは駅前の通りでは少なくとも前面道路から駐車場に出入りしないような形にできるのかどうかは、ちょっとまだ分からないのですが、そういうことができると、この駅前の歩道空間というのは非常に皆さんが安心・安全に使える空間になるとか、そういったところがある。どの辺りまで書くかということなのですが、何せ、オープンスペースとそれから建築物のいわゆる境界領域を、どういうふうに合わせていくのかといったところまで踏み込むべきなのかどうか、ここをうまく書くことによって、実はもうちょっと同じスペースでもより有効に活用できる。例えばイベントとして駅前の広場みたいな感じで、駅前の広場のような形で地域のイベントを開催するとか、そういった用途にも使えるとか、そういう可能性が生まれてきますので、ぜひその辺りを、空想を描きながらどういうふう運用すべきなのかといったところで、書けるべきところは書きたいなと思っています。また、その辺りで私も気付いたところがあれば、次回以降、具体的に出させていたいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 今、委員がおっしゃった後ろの方、それは非常に重要なことで、私も何らか書くべきであって、できる限りこの中で書けるところは書いたつもりなのですが、なかなか足りないところがあると思いますので、ご意見があったら具体的に教えていただければと。重要なところは確かにそういうところなのです。それから、前の方のチェックリストというのはどんなものですか。これももし具体案があればお教えいただきたい。どこまで詳しいかは別にして、具体案があれば教えていただけますか。

委員 これはCASBEEという、ご存じですか。今まで建築物単体ではいわゆる国総研の建築系のグループのところを出しているガイドラインがあります。例えば最近ですと、埼玉の方の大規模開発なんかでこういったCASBEEというチェックリストのシステムを使って、どの程度それが、施設が環境に配慮しているとか、生物多様性に配慮しているとか、いわゆる最近の地球環境問題とか、そういったことにもどこまで配慮しているのかということが、一目で分かるような形にはできません。それは一つは分かりやすくするための道具として活用してもいいのではないかとこのように思っています。

委員長 3ページのところのSDGsとの関連辺りのところで。

委員 はい。これを具体的に、例えばCO₂であったりとかということで、面的開発がどこまで対応しているのかということいろいろあるのです。大阪市なんかでは、スコアをA、B、Cとかということで、特定のエリアについてはAを目指すように指導するとか、そういうふうなことをしています。お金をかけると当然良くなっていくものではあるのですが、それをどこまでやってい

くべきなのかといったことが、少なくとも皆さんには分かりやすく表現できるのではないかというふうに思っています。恐らくゼネコンの方が関わっておられるのでご存じだと思います。それとあと1点、ちょっとだけ。景観アセスメントのところで、24メートルでないという許容できないということで、恐らく8階建てということで、このガイドラインの中の7ページ目のCのところに書いてあるのですけれども、24メートルというのはいま根拠づけというか、24メートルでないというのとは何かということについては議論があったのか、その辺りを少し教えていただけたらありがたいと思います。

委員長 いや、議論なくそういうふうにおっしゃった方がおられると。

委員 この数字だけを書いておくとやっぱり根拠としてはとても弱いので、もう少しうまく書ける方法がないかなというふうに思ったのですけれども。

委員長 言いたいのは、36メートルでは駄目だという意見がありますという、そこなのです。そういう意見があったということを見做すこともできないので、やはり本文の中で一言、ここで言う36メートルであってもそれは駄目なのですよという意見はありますと、1つでも2つでも、そういうことは載せておいた方がという、そういう判断です。

委員 分かりました。

委員長 根拠の方は、これは恐らく述べられた方が意見があれば後ろの方で言われるであろうという、そういうことです。

委員 私はこれは怒っていいところなのですか。根拠まで提出したつもりなのですから、反映されていないので、ちょっと今のやりとりは若干心外なのですから、今申し上げてもよろしいですか。

委員長 いいですよ。

委員 大阪府景観計画では、景観区域内の建物は20メートル以上は届け出が必要という決まりがございます。その観点から考えて、上限は20メートルが妥当なんじゃないかという意見を、すいません、ここははっきり前回も申し上げていないので、ちょっとその辺の大阪府景観計画とか、そういう言葉がしっかり言えていなかったかもしれないのですけれども、でも、そのような趣旨を申し上げたのです。ただ、それで、私は例えば50メートル、35メートル、25メートルという、そういう3案の根拠というの、ちょっと私がよく理解してないところから出てきていますので、そういう高さについて提言が、提言というか、意見が言えるのであれば、そういうふうな意見を私は申し上げますということを申し上げたつもりだったので、異論を唱えたいなちょっと言われ方をするのは若干心外なのですから、これは一委員の意見として受け取っていただきたいというのは、前回も申し上げたと思うのですが。

委員長 ということは、おっしゃっているのは、本文に書く必要はないということですか。

委員 私は20メートルと言ったので、24メートル以下と申し上げていないです。

委員長 まあまあ、まずその20メートルというのが問題なのですから、届け出しなければならぬというのは、届け出をすればいいわけで、それによって20メートル以上のものを建てられないということでは全然ないわけですから。これは例えば開発行為で、都市計画法では確か1,000平米以

上の開発行為に対しては届け出ではなくて、許可申請が必要であると。だから、許可するというのと、許可する・しないというのと、届け出が要る・要らないでは全然違うのです。届け出というのは届ければよい。届けた結果、何かを言われるかもしれないけれども、基本的にそれを拒否する理由というのはないわけです。だから、そういう意味では、別に根拠にも何にも私はならないと思います。

委員 意見についてその根拠を述べると言われたので付けたつもりなのですが、それがなるかならないかというのは誰が判断できるのですか。

委員長 なるか、ならないかと。届け出たものですか。

委員 私の意見は根拠がないというふうな結論をここでとられてしまうという話なのですか。

委員長 いや、それはお書きになったり、おっしゃったりするのはいいですけども、20メートルというのは高さの規制の根拠にはなりませんということを私は言っているのです。

委員 じゃあ、私の意見は却下されるということなのですか。書いておいてもらったら。

委員長 その他意見のところでお書きになりたいことをお書きになってくださいということを言っているわけです。

委員 私が申し上げたとおり書いていただけたら私は満足なのですが、なぜそこを……。

委員長 だから、それはどういうふうを書くかはまた別です。お書きになったことをそのまま引き写すということは基本的にはあり得ない。つまり、何らかのモディファイなり何なりをした上で書くということにはなると思います。しかし、ご趣旨は伝わるようには書くということです。

委員 そういう意味で言うと、じゃあ、36メートル、45メートルというのはどういう根拠があるかというの。という話になるので、あまり否定されるとちょっとあれなのですが、

委員長 だから、その24メートルというの、この記述でまずいのですか。どこがまずいのですか。そういう意見もあったと。私はそれはむしろ載せるべきだと思って入れておるわけです。

委員 そうですか。じゃあ、その書き方については私の好みの話を事務局に申し上げるので。

委員長 だったら、具体的にこの本文に書くときに、こう書けばいいですということを今おっしゃってください。そしたらそれを考慮します。「高さ24メートル程度以下でないと許容できないとの意見もあった」、これでまずいのですか。何も述べないよりはいいでしょう。

委員 そうですね。そうなのです。ちょっと考えをまとめさせてください。すみません。

委員 今の話は、景観シミュレーションに基づく委員会の景観アセスメントの結果というところを参照してということになっているので、この辺りで先ほど24メートルというのが実質3で割ると8階建てなので、その程度というところの許容できない理由は、少なくともちょっと書いてあってもいいのかなというふうに思ったので、意見をさせていただいた次第です。以上です。

委員長 それは書くというのは、どこに何をですか。

委員 景観シミュレーションでは、恐らく稜線にかからないとかそういったことがあって、この36メートル、緩和措置付きであればということで出てきていると思うのですが、この24メートルというのは、じゃあ、景観シミュレーションの中で何がさらに考慮されることになるのかということが分からなかったもので、例えばそこまで下げるとよりどんなふうになるのかという

ことが分かるのかとも思ったのですが、そういう意味ではないですか。先ほど20メートルは違う基準からで。

委員長 もっとシミュレーションをきっちりしなさいというか、例えば3メートルごとにやりなさいというふうな、そういうことですか。それはどこかに私を書いたのですが、やろうと思えば何ぼでも話の上ではできるのですが、そんなことはやったって労力がかかるだけ。労力がかかるだけというか、結局私がやるのであれば、私が大変な目をするだけなのです。

委員 私が言いたいのは、この書き方で言うと、景観シミュレーションの中で24メートルじゃないと駄目だというふうな意見が出てきたのかなというふうに読めたので。

委員長 そういう意味ですか。

委員 はい。なので、それは違うのだったらちゃんと分けておいた方がいいと思いますという意味です。だから、景観シミュレーションで24メートルじゃないとというふうな意見が出てきたのだったら、そういうふうにこの一連の流れで書いておいていいと思うのですけれども。

委員長 委員、いかがですか。それはシミュレーションの流れの中でおっしゃった意見じゃないのですか。

委員 20メートルですかね。

委員長 24メートル以下でないという。

委員 もうそれでいいです。すいません。違うことを考えていました。

委員長 だから、とにかくご意見があればおっしゃってください。今というか、今日すぐでなくてもいいですから。

委員 分かりました。

委員長 他にいかがですか。全体構成だけじゃなくて、中身の話にまでかなり行っちゃってますけれども、とりあえずこの提言に関してご意見があれば。

委員 よろしいですか。すいません、ちょっと幾つかあって、委員が言われた駅前道路についてなのですが、一応私が提出した提言に、駅前広場とか歩道を広く取ってみたいなのが、そういう形で提出したのですが、ちょっと反映していただいていたみたいで、申し上げますというのがあります。

委員長 ちょっと今の話はいいですか。歩道を広く取ってという、口では何ぼでも言えますけれども、現実的には無理ですよ。

委員 具体的に申し上げますと、「駅前道路については歩道や駅前広場を広く取り、マルシェやキッチンカーや催しができるようにする。これは水路と直角に交差しますので、水路に隣接した形か、水辺があり、夏場などは少し水に付けたり、水遊びができるようにする。駅前広場や駅前の歩道には展示パネルや展示設置可能な壁があり、町民や子どもたちの作品などが展示できるような仕組みにする。駅前広場には全世代が利用できるような、お店に入らなくても少しおしゃべりしたり、集えるような腰掛やベンチを点在させる。乳幼児が喜ぶような仕掛けや、ちょっとした知育玩具などを設置する」と申し上げました。

委員長 それは委員がおっしゃった、公道としての歩道だけではなくて、民地側の建築物の前庭、前庭に

なるような部分も含めて総合的にやりましょうという、そういう話ではないのですか。そうじゃないと無理でしょう。私はそういうことについては賛成しています。大賛成で、むしろそういうふうにしましょうと私も意見を述べているわけです。ただ、公道として設ける幅員が何メートルでしたか。今パッと出てこないけれども。

委員 14メートルです。

委員長 14メートルですか。その範囲内で取れるのは歩道幅員はせいぜいで3メートルでしょうと。その中で一体何ができますか。3メートルというのは歩道としては最低限に等しいでしょう。ほとんど何もできないに等しいです。そこに植栽なんぞを設けたら邪魔でしょうがないという、その程度の広さでしかないわけです。

委員 よく分からない。どういうことですか。委員が言われたのはどういうことなのですか。そこら辺の考慮がないような話をおっしゃっていませんでした。

委員 いや、14メートルしかないのです、より広く使うためには、このパブリックスペースと言っている概念の中にある駅前道路と、それから建築物とって、その道路に面する敷地に関わることを一体的にどうやって使うかということが、どこかで書けませんかという話を提起させていただきました。

委員 境界の辺りのお話をされていたということですか。

委員 はい。駅前道路に面する建築物によっては、パツンパツンに建ててくることも当然あり得るわけです。そういうふうにすると、当然歩道の中で全てを公共空間として賄おうと思うと限界があるので、それを例えば他にもちょっと申し上げたのは、さらにその前面道路から駐車場に入るために歩道がぶち切れになってしまうとかというのは、もう往々にして起きることなのです。そういう前面道路から歩道に乗り上げて駐車場に入るようなことは、この道路はやめましょうとか、そういうふうなことができる、歩道としての機能、それから広場としての機能というのが少しずつ増すことができます。そういったことを検討するためには、単純に今の幅、片側で言うと3.5メートルの歩道プラス、民間の前庭的なスペースを一体的に何らか活用していくというようなところを考えられませんかというような、それを章立てで言うとどうしてもパブリックスペース・建築物ということで分かれてしまっている、それをもうちょっと民間の持っている建築物のスペースとパブリックスペースの境界とところこそ結構可能性が、どういうふうな組み合わせにするかによってうまく使えるという可能性があるんじゃないでしょうかということです。これは駅前の道路だからこそ、なおさら少しこだわった方がいいのではないのでしょうかというご意見を申し上げた次第です。

委員長 制度的な話を言いますと、公開空地というのがあります。これは建築基準法の中にありましたね。ただ、公開空地を設けましょうという話になると、それは一般にはボーナス制度とって、例えば容積率を割り増ししますというような、どちらかというときえさを与えないと民地側はやってくれないというようなことがありますけれども。ただ、現実にはいっぱいそういうのはあります。例えば大阪駅前の第4ビルですか。第4ビルの前、あそこはかなり広いです。かなり広くて1本スーッと真ちゅうかなんかが埋めてあって、ここからは民地です、ここからは公有地ですと

いうのが分かるようになっていきます。分かるようになっていくけれども、現実にはなるべく同じ舗装にしましょうと。そこでわざわざ舗装を変えたりしないとか、舗装を変えるとそこで違った空間になっちゃいますから。そうじゃなくて、1本線は入れるにせよ同じ舗装にしましょうとか、いろんなそういう工夫はあるわけです。やっているわけで、だから、そういう話の一環として当然おっしゃったご意見は入れられてしかるべきだというふうに思います。

委員 申し訳ありません。私はそういう設計の部分からの観点がちょっとなかったの、そこに置くようなイメージしかなかったの、そういう意見が出てしまいました。申し訳ありません。

委員 いえ、委員の意見はとても大切なので、それは恐らく協働とかエリアマネジメントとか、この辺りの中で具体的に、例えばいすを出して何かイベントをしましょうとかというのは多分こちら側でできる話だと思うので、一応項目としては入っているという。私は今のを聞いている限りだと、それはこちらの方でできるかなというのを何となく思った次第です。

委員長 事務局として、そういう出たご意見を具体的には私はどうか知りませんが、きっちりと項目別に仕分けして、これはこれ、これはここにというようなことをやっていращやるのと違うのですか。事務局案を作る段階で、各公募委員なり、他の意見もそうですけれども、意見があつて、その意見をいろいろ仕分けをして、この部分はここに入れます、この部分はこちらにしましょうという、そういうことでやっているのではないんですか。つまり、そこまでちゃんと各委員のご意見というのは尊重してやっておられるのではないんですか。

事務局 今回、委員のみなさまからいただいたご意見は、ちょっと同じような意見はいったん集約させてもらうこともさせてはいただいているのですけれども、基本的にはいただいたご意見を今回、項目ごとに反映はさせていただいております。

委員長 ということで、入れられていないというところがあれば、それはおっしゃっていただきたいし、入れることができない意見は、できない意見といいますか、そうじゃない部分は各委員のご意見ということで、またおっしゃっていただきたいというふうに思います。他に。

委員 すいません。続いてよろしいですか。幾つかあると申し上げたのですけれども、2つほどありまして、街路樹についてお話があったと思うのですけれども、私は今回、田園地帯とかがかなり減少してしまうということで、四季を感じられる機会というのがちょっと減るんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ四季を感じられるような植樹をしていただけたらな。今、サクラというお話が出ましたけれども、サクラなんかはすごくいいなと思いました。第三小学校の北側の農道も整地されることになって、その校門横のサクラが多分何本か切られるのじゃないかと思っています。校門には、反対の南側にもサクラがあるのですけれども、そのサクラが今、耐震工事で、校門に入って右手側というのですけれども、南側のサクラは全部伐採されてしまっているの、ぜひ四季を感じられるサクラみたいな木が植えられたらいいかなと思っています。これは、すいません、意見というか、ちょっと懸念なののですけれども、ポイ捨てとかの話がありました。今、実際に壁、壁というか、JRに沿った緑道に今、フェンスができていますけれども、そのJR沿いの水路でかなりたばこのポイ捨てとか、お菓子のごみとか、そういうのが目立つようになってきたという印象がもう既にあります。なので、建物とかが建って死角が多く

なるとやっぱりポイ捨て、公共モラルがちょっと低下する恐れがあるというのは懸念しています。あと、今、JRの高架下をくぐって広瀬桜井幹線に出る道があるのですけれども、もうちょっとJRの駅よりも南側の細い道路が今、通行止めになっているのですけれども、今、通行できるところが島本駅からちょっと南に下ったところと、あとは第三小学校にぶつかったところの2つなのですが、既にバイクとか自転車はかなり、交通が危ない、児童が危ないというような意見が出ていますので、ぜひ防犯面というところでもちょっとそこは配慮できるような考慮ができたらと思っています。意見というか、懸念点でした。すいません。

委員長

何とかそのご意見も取り入れられるようなことを考えていただけますか。いただけますかというか、考えます。今言ったJRの横の水路というのは、生物多様性の面から見ても非常に重要なものだというふうに私も思っていますので、その辺はきっちり整備してほしいというか、整備していきたいというふうに考えます。ちょっとついでで申し訳ないのですが、今の特に、基盤施設の方のパブリックスペースの方で、色のことはあれですか。1つとにかくぜひ申し上げたいのは、そういう水路沿いの柵とか、それから、街路灯とかがいっぱい設けられるはずで、その色というのは全体として地域のベースカラーを形成するものになります。たくさんあればあるほどそれは効いてきますので、例えば私があれしたところでは、大阪の曾根崎通りというのがございます。曾根崎通りの2号線ですか。あそこで信号機、街路灯を全て濃紺の色で全部統一しろと、ということでやったのです。経緯はいろいろあるのですけれども、私はそれはやはり非常に効いている、その道路空間のベースカラーにやっぱりそれがなるというのがありますので、ぜひそれはやっていただきたいというふうに思います。色のことはあちこちで取り上げられているはずですので、それをちょっと付け加えていただきたい。他にいかがでしょうか。もしあればまたお伺いしてもよろしいのですが、今日こちらに見せていただいた事務局案で「オープンスペースの検討」とかいうことを出していただいておりますので、それに関してご意見をお伺いしたいと。これは今の「提言（案）」でいけば具体案の具体的な提言の方に入るわけですね。要するに入れると、これを取り入れるとすればどこにどういうふうにするという。スタイルがいけるのかな。ここでも書き方というのは、諸元があって、コンセプトがあって、そしてイメージがあるというような、そういう書き方です。これは1号公園、2号公園だけですか。提言の中にももう既に書かれてあるところがあるのですけれども、今それを言ってもあれかもしれません。どこにどう取り入れるか。例えば諸元というのを本当に入れるのかどうかとかありますけれども、入れた方がやっぱりそれは分かりやすいのですかね。それは後ほど考えることにして、具体的にご意見はいかがでしょう。まず、1号公園、2号公園ですが。これは一つは、1号公園、2号公園というのも一緒くたにするのが良いかどうかというのがあって、私は1号公園は1号公園だけで取り上げていますので、1号公園と2号公園はだいぶ違うんです。片方は3,500、片方は900。だから、共通する部分はあるし、共通的に言わない方がいいだろうというような。例えば私は1号公園というのは、再開発記念公園みたいな、そういう位置付けもあるだろうと。できるというか、まずやるとすれば駅前広場かこちらだと思うのですけれども、記念公園とすれば恐らく1号公園しかないだろう。だから、そういうようなことも考えると、1号公園と2号公園は性格が随分違ってくる

と思うので、これは分けて考えていただきたいというのが1つです。はい、どうぞ。

委員 すいません。私は大阪とかだとどうしても公園と言うと、そもそも防災機能とかで、例えばそういう活用の仕方として前提条件があるのかなと思ったのですが、今回の1号公園に関わるこの記述を見ると、防災時に活用するようなことはあまり公園に想定していないようなのです。それはあまりこの地域にとってはもう十分他の避難とかの計画上問題ないから、ここは使わないで全く問題ということでこうなっているのか、その辺りの少し前提条件を教えていただけたらと思います。

委員長 いかがですか。

事務局 すいません。事務局の方からお答えさせていただきます。こちらにつきましては、防災機能等なのですが、一応今後検討の必要があるものとは考えております。今の段階では確かに近くに避難所等はございますが、今後の設定等に関してはまた今後検討してまいりたいと考えております。

委員 そのときに、今、大阪なのかは昔あまりそういうことを考慮していなかったということで、これから造る公園については、例えば災害時にいわゆる仮設トイレが設置できるとか、そういうふうな新しい機能を少し入れていこうとかということで、いろんな議論が進んでいます。この辺りは周辺の自治体さんのいろんな事例なのかを参考にしながら、もしも防災機能としてやはり駅の近くで、しかも周辺にたくさんの方が住まわれるということで必要なのであれば、そういった面の記述というのは入れておく方がいいのかなというふうに思いました。以上です。

委員長 その辺はぜひお考えください。直していきましょう。他にいかがですか。その次のページのスライドもあれですね、1号公園と緑地か。私が1つ気になるのは、1号公園の方で、あそこも「植樹ゾーン」というふうに書いていますが、植樹ゾーンのBか。私はここはやはり農住ゾーン、それから、山、そこへの眺望が開けているというのが非常に重要だと思うので、植樹ゾーンという形でどこまでやるか、ちょっと疑問があるところです。特にシンボルツリーとか、シンボルツリーは1本、2本あったって別にいいのですが、その辺もちょっとお考え願えますか。それから、今、委員がおっしゃった防災公園的な位置付けというところも、書くのであればここに書くべきですよね。他にこのページに関していかがですか。ご意見はございますか。

委員 じゃあ、1点、内容なので。このパワーポイントの方のスライドだと思うのですが、1号・2号公園の下に、施設管理者として将来にわたってメンテナンスしやすいということで、この前は確か、他の公園で子どもの遊具というのをできるだけ、今あまり状態がよろしくないのか、取っていくようなご意見が、この会ではないと思うのですが、あったかと思えます。駅の近くの1号公園というのがどういう位置付けかにもよるのですが、こういう遊具を配置するというのは、今のこのコンセプトからするとあまり読めないのです。むしろ人が集まるところをイベントで使いたいとか、多分もっと違うコンセプトのイメージがあるので、ここにこの写真があるとちょっと違和感があるなと思っています。もちろん植樹の森の中にならぬというのが、アスレチックみたいなものがあるのだったら、それはそうなのかもしれないのですが、場所的に言うと、先ほども防犯という話もあったので、あまりたくさん木を植えすぎちゃって死

角ができるとか、そういったことも当然望ましくないでしょう。なので、ちょっとこの辺りがいわゆる一般的な公園のイメージとして書いているとは思いますが、むしろこれがこの場所にあるからこそこういうコンセプトでというところが、まだ弱いようなところがあります。これはぜひ市民の方からとかも、こういうふうな1号公園、今、JRの東海道本線のところと緑道に面しているというところに接続する公園なので、この辺りをどういうふうな形で使いたいと思って、可能性があるのかということをしていろいろ想起しながら、この辺りのコンセプトについてもう少しご意見を出していただく方がいいのではないかと思います。以上です。

委員長 この右側の植樹のイメージも、私が申し上げたことからすれば全く反するわけで、眺望が隠されてしまっています。どこまでこういうイメージ図みたいなのを出しますか。イメージ図を出すことによってイメージが限定されてしまっただけでかえってまずいということもあるわけですから、必ずしも出す必要はないかもしれないということです。

事務局 すいません、議長。ちょうど再開から45分たちましたので、いったん休憩をいただければと思うのですが。

委員長 はい。それではまた5分間の休憩をお願いします。

(5分間の休憩)

事務局 すいません、議長、そろそろ5分たっておりますので、再開の方をよろしく願いいたします。

委員長 そうしましたら、今、再開させていただきます。どこまで話をしていましたか。

委員 公園です。

委員長 公園ですか。公園に関しては他に何かよろしゅうございますか。そうしましたら、パブリックスペースということで、駅前道路の方を議論いただけますか。これのスライドを出しておいていただけますか。ご意見があったらお伺いいたしますが、既にもう幾つかご意見はいただいていますので、その辺は配慮させていただくとして、ここはここでいかがですか。この駅前道路付近（工事前）という写真は、これはどちら方向ですか。西の方を見ているわけですか。

委員 北の方です。

委員長 北の方ですか。この工事前の写真は、駅の道路の例えば中心線に向けていますか。

事務局 写真はおおよそ駅前道路の線形に沿っては見ているのですが、角度までちゃんと合っているかと、すいません、そこまで自信がないんですが、おおむねの位置で示させてもらっています。

委員長 できる限り、ぴったり例えば中心線に沿った写真が欲しいところです。ここではトッパン・フォームズの見え方が恐らく問題になりますよね。むしろそれを隠すような植樹というのは当然考えられるわけです。8ページのクスノキなどのイメージという点であれば、例えばこういうものになれば、トッパン・フォームズが隠れるかもしれないですし、むしろ正面にいつてしまうという可能性だってなくはないのですが、そういうこともありますので、とにかくイメージ写真はちょっと気を付けていただいて。あと、この次のページの植栽のところまで、それぐらいいきますか。何かご意見があればお伺いしますが、どちらが望ましいかぐらいのご意見があれば、おっしゃっていただく。ここではクスノキとサクラということですが、このサクラはソメ

イヨシノが植える種なわけですか。

事務局 案2で出させていただいているサクラにつきましては、決まった種類については決めておらず、サクラにもいろいろ種類がありますので、維持管理が容易なサクラの種類でありますとか、その辺につきましても、委員のみなさまにご意見の方をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 ここにあるヤマザクラというのとは随分違うはずですよ。ここにあるサクラならいいと。もしこちらの方が好ましいというご意見があれば出していただいたらいいと思います。

委員 質問なのですけれども、私、先ほどサクラが好ましいというお話をしたんですが、「初夏、秋口に毛虫への対応が必要」と書いてあるのですけれども、これは具体的に言うと農薬を使うという話になりますか。そうすると、ちょっとやっぱり好ましくないかなというふうに思ってしまったのですが、ちょっと確認させてください。

事務局 ただ今のお尋ねなのですが、基本的には消毒の方は行いたくないので、剪定でありますとか、そういう形での対応が必要になりますが、なかなか毛虫の対応というのは難しい部分がありますので、そちらを一応書かせていただいているということでございます。以上でございます。

委員長 町の中で他の箇所でも桜並木があるようなところがありますか。

事務局 はい。水無瀬川沿いには堤防沿いに、特に水無瀬川緑地公園沿いでありまして、その辺にはサクラの木を植樹しているといった例がございます。

委員長 毛虫対策とかということもきっちりやっていらっしゃるわけですね。

事務局 はい。委員長がおっしゃるとおりでして、基本的には剪定の対応をやっているという状況でございます。

委員長 なるほど。そこの例えば水無瀬川の種類は何ですか。

事務局 水無瀬川沿いにつきましては、ソメイヨシノを植樹しているということです。

委員長 ご意見があれば聞かせてください。やっぱり風格というようなことを考えればクスノキでしょうけれども。

委員 すいません。ここで書いてあるのは駅前の道路と広場というふうになっていて、少し夢物語かもしれないかもしれませんが、このタイミングでしか議論ができないので少しだけ事例として言いますと、最近、JRの姫路駅、お城があるところですけども、その駅前というのはかなり新しい手法を取り入れて、駅前に広場、公園みたいなものを造ったりとかということで、あまり車がダイレクトに駅まで直接入ってこられないような形にしています。なので、ここまでの道路というのを、最終的に駅に接続するための道路ということになると思うのですけれども、必ずしも車が通らないといけない道路という形は、道路というのはもうちょっと広い概念があって、歩行者、自転車が通るための道路も道路です。なので、ここをどういうふうにするかというのは、結構いろんな可能性があると思います。こういうふうにいわれるバスとかいろんなものが通ることが、どこまで決まっているかちょっと分からないですけども、この辺りの広場と道路ということはどういうふうに一体的に空間として見せていくのかといったところも、すごく可能性があるところですよ。ここに書いてあるのはどちらかというと、従来のいわゆる区画整理の後に

できてくる街路という、多分そういうイメージだと思うので、その辺りは少し新しい概念なんかも、広場をもうちょっと拡張したようなそういったものもあるということは、一応知っておいていただけるといいかなと思いました。以上です。

委員長 近隣調和を考えるとというのは、東側と同じようなということなのですか。今のところで結構ですが、今のところお考えなのは、東側とよく似たような駅前道路ということですか。

事務局 すいません。東側に比べて規模は小さくはなるかと思いますが、同様の機能で検討いたしているところですか。以上です。

委員長 東側はバスは来るのですか。

事務局 東側はバスは来ます。

委員長 こちら側は。

事務局 こちら側は大型車両の進入は考えていません。バス等の予定は今の段階ではございません。

委員長 そうすると、今のところは自家用車、それからタクシーぐらいを考慮した広場ということなのですね。

事務局 先ほど説明させていただいたとおりなのですが、一般の乗用車の乗降スペースなり、タクシー、そちらの乗りつけのスペースですとか、可能性があるとするれば、町が運行しております福祉ふれあいバスがございまして、そういったものがここに停車するかどうかということは、また今後検討させていただきたいとは考えております。以上です。

委員長 ということでございますが、委員、ご意見があればまたおっしゃっていただけますか。

委員 なので、一般的ないわゆる一般の車をどこまで入れるのかというのは一番議論になるところで、先ほど少しイベントをしたりとか、駅前のスペースという、降りてそこから北に見える山があって、恐らくいろんな観光客をこれから迎えたいとかということも少しおっしゃっていて、山の散策とかもですかね。なので、そういったことを考えたときに、どういうふうな、今まで造ってきた、例えば阪急の水無瀬駅みたいな機能を、乗り降りスペースとか、そういうものを造るとああいう感じになると思うのですけれども、それをもうちょっとここでは新しく変えたいというようなところは、この中で少し議論をしてもいいのかなというふうに思っています。ぜひそれが一つは参考にすべき今までの阪急の水無瀬とか、それから、JRの南側のロータリーのところもそうですけれども、ああいうのと、どんな形がいいのかというのは、いろいろご意見があった方がいいんじゃないかというふうに思っています。以上です。

委員長 委員のご意見はどうですか。

委員 私は今、町のバスがあるということなので、それは入れてもいいと思うのですが、できるだけプライベートの車についてはほとんどアクセスがないようにした方が、皆さんがいろんなことで使う上でいいのではないかというふうに思っています。

委員長 プライベートとなると、真夜中のお出迎えとかが非常に多いはずですが。台数がどうなるのか分からないのですが、それぞれチェックするというようなことはちょっと考えてみてもらえますか。

委員 そういうものが両サイドの道へのアクセスがどうなっているとか、先ほど言いましたように、

メインストリートのところで駐車場にアクセスするみたいなことをなくしていこうというふうにすると、今度は裏から建物にアクセスするみたいなものを確保すれば、そこのメインの通りは要は十分いろんな空間としても魅力は増すのです。なので、ここだけの道路というわけにはいかないので、そういうことをしようと思うと、実は裏側の道路の方で少し待ちスペースであるとか、雨に濡れずに例えば乗降スペースをどこかに設けるとかというのは、可能性はないことはないんじゃないかというふうには思います。

委員長 提案としてももう少し具体的に言っていただいたらと思うのですね。

委員 はい。もうちょっと道路の計画とかを少し見せていただいて、具体的にできるようにしたいと思います。

委員長 それもよろしくお願いいたしたいと思います。他にいかがですか。なければ、次までに出ていただけますか。あと、緑道についてはやはり津梅原水路ですか、あれの付け替えをとというのが非常に大きな要素にはなると思うのですが、それはぜひとも入れておいていただけますか。有効幅員3メートルというのはどういうことで、今のお話を含んでですか。

事務局 有効幅員3メートルというところですけども、緑道自身は全幅が6メートルありまして、両サイドに1.5メートルずつの植樹帯を設けるイメージになります。なので、有効幅員というか、通行できる幅が3メートルはあるというところでございます。

委員長 そうすると、今、申し上げた津梅原水路の付け替えというものは、ということは考慮しておられないということですか。いかがですか。それから、ここも駅前と同様のあれがあるのですけれども、少なくとも1号公園に行くまでの間は住居エリア①の部分です。あそこのセットバック部分も有効に利用するということを考えるべきだと思うのですけれども。というふうにかこの両方の空地をうまく使うという方向が望ましいと思います。望ましいというより、そうあるべきだろうという感じがします。今の津梅原水路に関してはどうなのですか。

事務局 今回の緑道との位置関係ですが、基本的には今、緑道の付近に津梅原水路を付け替えすることで、今後、委員長がおっしゃったような内容についても、その辺のご意見を踏まえて検討していきたいというふう考えております。以上でございます。

委員長 他にスペースはあるのですか。津梅原水路を付け替えて、開渠部分というのは生物多様性のことなんかを考えると非常に重要スペースであって、植樹なんかするよりはよほど重要だと思うのですけれども。少なくともあそこに、1号公園に行くまでの間、植樹なんかは基本的にはむしろ民地側に、住居エリア①の方に造るとか。有効幅員3メートルを確保するときに、3メートル残るわけですね。その3メートルを非常にうまく使えば、今の生物多様性にも配慮したい計画ができるんじゃないかと思っておりますけれども。ぜひ、そちらの方もお考えください。非常にこれも重要なことだと思いますので。他にご意見等はございませんか。

委員 すいません。ちょっとプライベートスペースのところになるのですけれども、今、ちょっといいですか。

委員長 どちらを見たらいいですか。これを見るのですか。

委員 「ガイドライン」のこのプライベートスペースの5ページ。前回か、前々回か、緑化率20%の

維持というのは具体的にどの程度、例えば宅地というか、ガレージとかそういうところに緑を最初に植えていて20%を維持してもらって、拘束力というのはどこまであるというか、そういう決まりというかは具体的には別に何も決まってないというか、ここに入っていないのですけれども、それはどうなのかなと思って。

委員長 緑化率に関わる話、特にプライベートスペースに関してですね。この辺の話をちょっとしていただけますか。

事務局 すいません。そしたら、緑化率の件についてなのですけれども、今回、区画整理事業区域といいますか、この区域に関しましては、15%の緑化率を担保していただく地区と、住宅エリアの①に関しては20%を担保していただく地区がございます。全体的に地区の20%の緑化を担保していただくというように考えております。緑化に関する指導なのですけれども、今現在のところ未定ではございますが、一般的には建築確認時ですとか、増改築時ですとか、建て替え時等において、指定の緑化率を順守いただくように対応してまいりたいと考えております。現時点では以上です。

委員長 委員、どうですか。ここは分かりました？

委員 それは、しばらくたってそこの緑を植えていた部分を、砂利を敷いたりとか、コンクリートにしているときに、拘束力がなければ最初はそうでもいつでも変えちゃうというか、それはあまり意味はないのですよね。

委員長 規定上はやっぱりそれはそうですね。だから、緑化協定とか、景観協定をきっちり結んで、住民がお互い同士守りましょうという形でさせていくしか、当面は制度とかなと思うのです。行政の側として監督するのは、例えば建築確認申請の時にはきっちり指導するにしても、できた後にどうなるかと言うたら、それはもう保証の限りではないのじゃないですか。

委員 そこはもうそれ以上はということですか。

委員長 致し方ないというふうに、私はそういうふうに思います。だからこそ、ずっと申し上げているように、景観協定なり、緑化協定をきっちり作って、お互いがそれを守るようにしましょう。できればそのために、土地区画整備組合は最初から積極的にそれに関与するようなことをしていただきたいというふうに思っているのです。

委員 これは「ガイドライン」にそういうふうに入れてもらえるということですか。一応文章としてというか、ここに。

委員長 今のところそれは書いていないのかな。

委員 特には触れていないと思うので、できれば。

委員長 例えば緑化協定を確立すべきであるというようなことは、とりあえずは書いています。景観協定というものの、とにかく景観協定の方が総合的にいろいろ決まりができますよね。

委員 いいです。ありがとうございました。

委員長 もし、これに別途の意見があれば、最後の方にまたお願いします。これまでのところで、委員、何かご意見がございますか。突然で申し訳ないです。

委員 すいません。途中抜けてしまいまして申し訳ありません。

委員長 突然で申し訳ないです。

委員 ちょっと途中からなので申し訳ないのですが、今、どの辺りを議論されていますか。

委員長 今、とにかくこれまで全般に関してほとんど議論はしたということです。今日の議題に関わる議論はおおむね済んだということですが、だから、このこちら側の議論、それから、こちら側の方も。

委員 今、具体的な提言のところのお話ですよ。

委員長 はい。

委員 最終的にどういう形で出すのがいいのかというのが、ちょっとイメージがあれなのですけれども、やっぱり読み手としていろんなものがワーツと並べられている感じがして、ちょっと読みづらいように思うので、集約していく作業が必要なのかなと。似通った内容のものが多いので、1つの項目内でちょっと集約していった方がいいのかなと思っています。書かれてあることに関して私の方から今付け加えるようなことは特にはございません。

委員長 分かりました。またご意見があればお寄せいただければありがたいので、よろしく願いいたします。確かにおっしゃるとおり、読みづらいという気はしますけれども。しかし、どちらを優先するかです。言うべきことを全て述べて、かつ読みやすくというのは非常に難しいでしょう。他に、そうしましたら、全般に構いませんので、ご意見をおっしゃっていただけますでしょうか。

委員 失礼します。検討についてのこの薄い方の冊子なのですけれども、パブリックスペース、ここに水路とかのお話がないのです。調整池とか、水路が、こちらの「提言（案）」にはあるのですけれども、先ほど委員長がおっしゃったように、生物多様性の観点とか、あとやっぱり水というのがテーマの一つだと思っているので、この検討は要るのじゃないかと思いますが、これを入れてください。入れてほしいです。

委員長 それでは、事務局案の方でも今のご意見に従った案ができないかどうか、ご検討ください。

事務局 今ご指摘いただいた内容なのですけれども、本日、スライドでご説明させていただいたものについては、あくまで代表的なものでありまして、内容についての提言、そちらにつきましては、「提言（案）」の14ページの「水処理関連施設」、そちらのところに具体的な提言という形で入れさせていただいておりますので、こちらについて見ていただければと思います。正式名称を言いますと、「JR島本駅西地区『まちづくりガイドライン』策定に向けた提言（案）」という冊子を、今日お配りさせていただいているかと思うのですけれども、その中の14ページ、「都市基盤施設（パブリックスペース）」と書いているところの一番下のところに、「水処理関連施設」とありまして、調整池、水路というのがあります。そちらの方に具体的な提言として、皆さんの意見をいただいた部分ですとか、事務局案として入れさせていただいている部分とかがありますので、ここに関してご意見をいただければと考えております。

委員長 いかがですか。よろしいですか。時間も3時20分になっておりまして予定をもう既に過ぎているのですが、次回が1月下旬ですか。1月下旬辺りに予定されているようでございます。その委員会では結局これに関する最終案的なものがそこで出てきて、ご承認いただければいいなとい

う、そういうつもりでおります。できる限り各委員のご意見・ご判断を尊重するように努めます。努めますというのは、やりとりをその間、これから次の委員会までの間、できる限りメール等においてやりとりをして、ご承認いただけるところはご承認していただくというふうにしたいというふうに考えております。

事務局 委員長、すいません。よろしいですか。事務局からなのですけれども、こちらに出させていただきますこの提言の案なのですけれども、こちらにつきましてまたご意見等あるかと思しますので、またこちらの方から各委員の方に、いつまでお願いしますとかというメールをさせていただきますかと思しますので、ご対応の方をよろしく願いいたします。

委員長 ということですので、よろしく願いいたします。最終の最終はいつまでというご予定はありますか。1月下旬に最終委員会を開くということになります、そこで決着がつくとは限らんわけですね。その後の委員会はもう予定はされていないわけで、委員会としてはそこでおしまいですので。恐らくやりとりというのは最終委員会後でもあり得るというふうに思います。そこで完全にご満足いただける案というのはないと思いますが、ほんまに最終のところは結局決断しなければいけないわけで、そのための委員会を開くというのはもはや考えておりませんので、恐らく最終的には私にといいますか、委員長の判断によって最終案とするというような決議をいただかないとしょうがないというふうに思っております。今ではなくて次回の委員会になると思っておりますが、そういう形で結論をつけるということになるというふうに考えております。大体意見をいただいたようですが、事務局の方からはこの他に何かございますか。

事務局 事務局の方からその他案件ということでご説明を何点かさせていただきます。

事務局 本日、お配りさせていただいております、「水路を利用したビオトープ施設の検討」という資料をお配りさせていただいております、この内容について簡単にご説明させていただきます。こちらの資料は、津梅原水路の付け替えの設計業務を行ったときに、ビオトープの設置、施設というのを造れないかというところで、検討したものになります。場所が、1号公園を予定されている場所に設置できないかというところで検討した結果になります。検討した内容、結果といたしましては、水路への安定した水の供給ができなというところで、安定した水の供給ができないので生物の繁殖が難しいと。また、ゲリラ豪雨のときなんかの急激な水位の変動に対応するためにはゲートが必要になってくると。それと、函渠の計画深さが道路面から3.5メートルと、深いところで取水しなければならないというところで、自然流下ではなくて絶えずポンプ施設により揚水を要するということがありまして、1工区の津梅原水路の付け替え工事では、ビオトープの設置については困難であるというふうに判断いたしております。以上です。

事務局 続きまして、次回以降、本委員会の開催回数のご連絡させていただきます。

委員 すいません。今、これは津梅原水路の第1工区の説明ですよね。私が聞いていたのは、第3工区、第2工区も要望があればというところ。具体的にどういう意見やったら今からでも、というか、具体的に何を言えるというのがちょっともう。第1工区をやっているんで、第3工区、第2工区もこれは変更できるのですか。

事務局 2工区の上流側の一部など、水路が比較的浅くて、また、将来的に人通りが少ないと想定される

箇所であれば、開渠に変更する可能性はあるものと考えております。しかしながら、開渠にすることで歩道の幅員が狭くなり、高齢者、車いす、またベビーカーなど、通行される方にとっては可能な限り広い空間を確保し、バリアフリーに配慮することができなくなるといった可能性もあります。また、道路用地と水路用地をそれぞれ確保すると、公共減歩の増加につながることもなります。そのため、開渠にすることによる生物多様性に対する効果をはじめ、説明を申し上げた課題も含めて検討していく必要性はあるというふうに認識いたしております。

- 委員長
事務局
委員長
事務局
委員長
事務局
委員長
事務局
委員長
事務局
委員長
事務局
- この図がよく分からないですけれども、この公園というのはどういう公園なのか。
- こちらの公園につきましては、予定されております1号公園になりまして、この図の右上にあるのが、ちょっと方角が分かりにくいかと思うのですが、右上にある道路がちょうど広瀬桜井幹線になりまして、図の右側が島本駅の方になります。左側の方が町立第三小学校と、下側がJRの軌道敷という位置関係になっております。
- このビオトープ施設と書いてあるグリーンのものというのは、結局どこに設けるという計画なのか。
- この水路の付け替え工事に合わせてビオトープの設置をできないかという検討をした資料でございまして、今回の水路の付け替えでビオトープの施設を設置することは、先ほど申し上げたさまざまな条件から難しいというふうに判断いたしております。
- このビオトープというのは1号公園の一部をとということですね。
- はい。そのとおりでございます。
- しかし、これに書いてある最後のところですが、「調整池等の水を利用するなどの計画を行うべきである」と、上に書いてあることの4番と結局同じことじゃないのですか。自然流下でなく、絶えずポンプ施設を要するということになるのじゃないですか。
- 津梅原水路は区域外の水が区域内を通過している水路になりまして、調整池の水、調整池に集まる水路はその他区域内の道路側溝であったり、そういったものが調整池に集まるというところで、区域内での水を利用してそういった施設ができないかという検討という意味で記載させていただいております。
- もう少し具体的に言ったら、調整池等の水を利用するなどの計画というのははせせらぎではないのですか。
- 基本的には、区域外から、山間部等から流れてくる水でビオトープが基本的にはできないかということでの検討ということになっておりますので、この段階では調整池とか、そこら辺の協議も詰まっていない時期でしたので、一応こういう書き方にはなっていますが、基本的には区域外の水でビオトープができないかという検討を行ったという内容でございます。以上でございます。
- とにかくもうひとつよく分かんのですけれども、区域外であろうと、区域内であろうと、水の供給が不安定で云々ということは変わらないわけですよね。それと調整池等の水を利用するのは、要するにポンプアップするしかないのじゃないのですか。だから、結論としてはとにかく不可能ですということが言いたいのではないのですか。
- 委員長がおっしゃるとおりでございます。揚水、ポンプアップが必要となりますので、基本的に

はこの時点で検討した内容では、一応、津梅原に流入してくる水でビオトープができないかというところでも考えていましたし、今、調整池の水を活用するにしても高さ関係もありますので、委員長が今おっしゃった内容ということになります。ですので、難しいということになります。以上です。

委員長 どこでもそうなのですけども、昔、昔じゃない、今でもそうかもしれないませんが、せせらぎを設けた道路とか何とかが全国でいっぱいできましたけれども、ほとんど今に至るまできっちり使われている例というのは僕は少ないのじゃないかと思うのです。それは要するに水を確保できないからで、自然に流れる水を確保できないような計画というのは、私はどちらかというと、してもしょうがないというふうに思うのです。だから、これはこれでいいですけども、ただ、さっき申し上げた緑道の側に津梅原水路のう回路といいますか、それを設けるというのは、きっちり開渠でやれば、ビオトープというふうではないのですけれども、生物多様性の保全のためには役に立つものであろうし、そこにきっちり柵なんかはしても、場合によってはそこに水面にまでアクセスできるような施設というのを造ったら、私はそちらの方がいいと思いますけれども。ただ、何かご意見があればおっしゃってください。

委員 いや、意見というか、もう第1工区をやった時点で、もうこれは第3工区、第2工区と別に意見をするというか、こちらの要望とかを全く多分、多分というか、この第3工区のためにほぼ第1工区をやっているような、私の中ではものなので、ただ、全ての工事がもう進んでいる中でこの委員をやっているんで、こういう感じなのだなという。もう言ったところで、第1工区をやっていて、まだ第3工区、第2工区に言えるのかなと思っているけれども、もう既に第1工区をやっているということで、ほぼ意見は、というか、もう無理、無理というか、もう無理ということですよ。分かりました。

委員 私、いいですか。先ほど、薄い方の冊子で、パブリックスペースの検討について水路がなかったというのが、ちょっと意図的じゃないかと思ったので言わせていただきましたというのがあります。なので、検討したらいけないような内容なのかなという、ちょっとかんぐりがありました。先ほど、委員の言われた回答からすると、既存の水路についても今、JRの線路沿いは開渠にされていますけれども、あれを暗渠にすることも可能性としてあるということなのですか。通行でとか、お年寄りとか、ユニバーサルでというふうに言うと、多分そういうことも検討する方向になってくるのじゃないか。そうすると、生物多様性との兼ね合いというか、そこら辺の検討が出てくるのじゃないかと思っているのですけれども、ちょっと確認させてください。

事務局 委員長、よろしいですか。第3回のときに資料としてお配りさせていただいている工区別位置図というのを、これをもしお持ちやったらあれなのですけども、ちょっとデータがあるかないか分からないですけども。確かに1工区については今もうご説明させていただいたとおりでございます。2工区と3工区、それから、付け替え工事には今回該当しないこの点線の既存の存置区間というところ、ここについては緑道の横に水路を設置する、残置するのですけれども、ここをふさいで暗渠にするか、開渠のままにするか、それで生物多様性にどこまで効果があるか分かりませんが、この選択肢はまだ残されていると思っています。今、委員長がおっしゃったよ

うに、できるだけ対応可能な残置区間でありますとか、第3工区の中で配慮した対応ができるかというのは、今、委員長からいただいた意見については最大限配慮させていただけたらと思っております。以上でございます。

事務局 すいません。議長、先ほどの会議再開から45分たっているのですけれども、休憩を入れますか。

委員長 どうですかね。時間もこうやし、もう終わるのじゃないかと思うんですけれども、このまま続けてやってよろしいですね。

事務局 はい。

委員長 続けさせていただいて。委員、今のあれでよろしいですか。

委員 私は分かっていないです。ごめんなさい。つまり既存の水路以外の検討はもうできませんとおっしゃっていますか。

事務局 いや、違います。第3工区の付け替えのところも含めて、可能であれば対応します。ただ、付け替えるに当たって、先ほど滝沢が言ったように、減歩が増える可能性もありますし、歩道をいじめる可能性もありますので、そういった課題と生物多様性の効果と総合的に判断させていただきたいということです。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。

委員長 実は私自身が第3工区、第2工区と言われてもちょっとうまく把握できていなくて、2つあるわけですね。この広瀬桜井幹線ですか、そちら側を回る案と、緑道側を回る案と両方あるわけですね。それでどちらがどちらかという、そういう話じゃないのですか。これは1工区、2工区というのはこちらの話ですか。ほんで、第3か。だから、少なくとも第3工区については考えましようというわけですね。考えましようというか、まだ可能性があって、私としては何度も申し上げているように、全部開渠で設けましようというふうな案が私の案ですが、それをわれわれの案としてよろしいですか。

委員 はい。

委員長 だから、何メートル道路か分かりませんが、通行部分が3メートル要るのであれば、残りの3メートルをとにかく有効利用しましょう。植樹なんかはできる限り民地側、あるいは公園側にすると。両側植樹というのは、むしろ私はやめておいた方がいいと思います。片方だけで十分だろうと。それも含めて分かるようにもう一遍書き換えてというのはいたします。他にご意見はございませんでしょうか。町側からはその他は何かありますか。

事務局 はい。事務局の方からですけれども、この委員会の開催回数のことについてのことでして、当初、委員会発足時には計6回の開催ということでご案内させていただいておりましたが、今の進捗状況もありますので、合計7回、1回増やした形に変更させていただきたいというふうに考えております。第7回の最終回の開催については、年明け1月中を予定ということで調整させていただきますというふうに考えております。日程につきましてはまた委員のみなさまに追ってご連絡、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上で

す。

委員長 そうしましたら、他に何かご意見はございませんか。委員、よろしゅうございますか。これでもう終わりということになると思いますが。

委員 はい。大丈夫です。

委員長 他に委員のご意見はございますか。ないようでしたら、今日はここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 議長、どうもありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。それでは、第6回 JR 島本駅西地区まちづくり委員会を終了させていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。

閉会